

NO	区分	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	埋蔵文化財包蔵地に指定された場合の事業への影響とそのリスク負担は貴市のご負担という理解で宜しいでしょうか。	新たに埋蔵文化財包蔵地となった場合、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出の提出(工事着工の60日前まで)が必要となります。試掘調査については、事業契約予定の令和2年6月末までには完了する予定です。その後、工事内容が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合は、事前に記録保存を目的とした発掘調査が必要となる場合があります。調査費用についてはコンベンション施設については市、ホテル等民間収益施設については民間事業者の負担となります。
2		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	乙川噴水設備室移設用地は、接道要件を満たせば位置は提案によると理解してよろしいでしょうか。	コンベンション施設用地の西側道路に接道があれば、問題ありません。ただし河川法に影響する可能性もあることから、令和元年11月1日～11月15日で実施する「事業用地外周等の市道整備・施設配置(コンベンション施設、ホテル等民間収益施設案)に係る事前確認」又は競争的対話においてご確認下さい。
3		コンベンション募集要項	8	第1	5	—	事業用地について	関係諸官庁との協議は、事業者選定前に行う事は可能でしょうか。また、協議の際に要求水準との齟齬が生じた際の取り扱いについてご指示下さい。	事業者の責任において実施して頂いて構いません。協議の際に要求水準との齟齬が生じた際は、市へご連絡下さい。市において対応を検討・回答します。
4		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	提案内容により地区計画の変更を予定している旨の記載がありますが、当該変更手続きのスケジュールをご教示ください。また、貴市が地区計画変更手続きを行うため、当該変更により本プロジェクトが遅延する場合、民間事業者に発生する損害費用は貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	地区計画の変更が必要な場合、優先交渉権者の決定後、関係機関との下協議を行い、本契約締結後に法定の手続きを開始します。法定の手続きには標準で8箇月を要します。なお、下協議より設計図面等が必要なことから、本契約締結前に資料作成についてご協力をお願いすることになります。なお、遅延による損害が生じる場合には、費用負担も含め協議します。
5		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	埋蔵文化財包蔵地に指定されることにより、工期中に埋蔵物調査は行われますか。	No.1を参照して下さい。
6		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	埋蔵物調査が行われる場合にその期間はどれほどですか。	No.1を参照して下さい。
7		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	埋蔵物調査を行う場合、調査を行うのは選定グループですか。それとも岡崎市ですか。	記録のための埋蔵文化財発掘調査は市が実施します。
8		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	乙川噴水設備室移設用地の位置は接道要件を満たしていれば図1に示す位置で無くとも構いませんか。	No.2を参照して下さい。
9		コンベンション募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	乙川噴水設備室移設用地の用地は10m×10mの100㎡とありますが、面積を満たしていれば8m×12.5m等縦横比の変更はできますか。	短辺8m以上で、面積100㎡が確保できれば変更は可能です。コンベンション募集要項を修正します。
10		コンベンション募集要項	9	第2	7		関連事業	周辺環境施設(ポケットパーク)整備に関しては、本プロジェクトの総事業費には含まれず、別途随意契約を締結の上、市から民間事業者に対して整備費用が支払われるという理解で良いでしょうか。また、要求水準も別途市から提示されると考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。
11		コンベンション募集要項	9	第2	7		関連事業	追加発注が予定されている関連事業について、事業契約書(案)等と同時に、詳細な情報が開示されるものと考えて良いでしょうか。参加表明書提出締切までに詳細な情報が開示されない場合、追加発注に応じることができるとか検討不能となるため、事業契約書(案)と同時に開示いただけないでしょうか。	関連事業について、事業契約書(案)等と同時に、詳細な情報が開示される事はありません。追加発注が予定されている関連事業は、ポケットパークの整備であり、大きな工事ではないため、支障はないものと想定しています。また、事業契約締結後、事業者が関連事業を受けることができないという合理的な理由を示していたければ、市は、事業者以外に別途工事発注することも検討します。
12		コンベンション募集要項	15	第2	1	(13)オ	提案事業収入	「事業者選定基準の加算項目に示す範囲」とありますが、事業者選定基準の該当部分を具体的に御教示願います。	各項目の「評価の視点」を参照して下さい。
13		コンベンション募集要項	15	第2	1	(13)オ、カ	提案事業収入 自主事業収入	提案事業収入で規定される「コンベンション施設を利用した物販等」と、自主事業収入で規定される「コンベンション施設を利用した…物販等」との違いを明示願います。	提案事業と自主事業の違いです。用語の定義をご確認下さい。
14		コンベンション募集要項	15	第2	1	(13)カ	自主事業収入	「コンベンション事業の目的に合致する範囲内」とありますが、「コンベンション事業の目的」を御教示願います。	コンベンション施設整備基本計画 <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1551/100500/p023225_d/fil/kihonkeikaku.pdf">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1551/100500/p023225_d/fil/kihonkeikaku.pdf</a> を参照して下さい。
15		コンベンション募集要項	16	第2	1	(14)	PFI事業者から本市への支払い(プロフィットシェアリング)	プロフィットシェアリングに対し、ロスシェアリングも設定いただくと、より民間事業者参画のハードルが下がるものと思料します。	本事業においては、ロスシェアリングの設定はしません。
16		コンベンション募集要項	17	第3	1		事業概要	「ホテル事業には…コンベンション施設用駐車場の整備・運営も含む」とありますが、当該駐車場から得られる収入はホテル等民間収益施設事業者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。	ホテル等民間収益施設事業者がコンベンション施設用駐車場を所有しますが、駐車場から得られる収入がホテル等民間収益施設事業者の収入となるかは、事業者側の事業スキームによるものと考えます。
17		コンベンション募集要項	20	第3	7	(5)	保証金の納付	ホテル事業の保証金の納付又は履行保証保険の付保等による保証措置の納付等の時期はいつを予定していますでしょうか。	(仮称)龍北総合運動場整備事業事業契約書(案) <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/281500/p021341_d/fil/keiyaku0821.pdf">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/281500/p021341_d/fil/keiyaku0821.pdf</a> の別紙14を参照して下さい。保証金等の納付時期は、同様の設定を想定しています。保証金額算定に必要な解体費の算出が、ホテル等民間収益施設の基本設計完了後となることも想定されるため、原則、ホテル等民間収益施設部分の着工前までに事業用定期借地権設定契約を締結します。ただし、事業契約書(案)等の公表時に示されるものが「正」となります。
18		コンベンション募集要項	24	第7	2		民間事業者選定の方法	公平な入札のためにPark-PFI事業に参加登録された企業名称等を公開いただきますようお願いいたします。または、Park-PFIとの連携を審査対象外とし、本事業及びPark-PFIの事業者決定後に連携を提案させていただく方法も考えられます。	本事業へ参画する事業者にはPark-PFI事業についても参画を期待していること、並びにPark-PFI事業の競争性の担保の必要性から、参加登録された企業名称の公表はしません。
19		コンベンション募集要項	28	第5	3	(4)	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付	「参加資格審査 様式集」P.1の記載と齟齬がありますが、正しい内容はどちらでしょうか。	様式番号は「参加資格審査 様式集」P.1が正しいものとなります。なお、提出部数は正1部、副3部に修正します。

NO	区分	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20		コンベンション募集要項	31	第5	4	(1)	応募グループの構成等	開業事前業務についての規定は無く、応募グループに委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書(コンベンション施設整備事業等)における開業事前業務の部分を参照して下さい。
21		コンベンション募集要項	31	第5	4	(1)ア	応募グループの構成	代表企業をJVとすることはできますか。	できません。
22		コンベンション募集要項	32	第5	4	(1)キ	協力企業	施設の運営の一部を担う者が協力企業である場合、その企業は他の応募グループの協力企業となることがありますか。	可能です。
23		コンベンション募集要項	33	第5	4	(3)イ	財務能力	「健全な財務能力」の基準を御教示願います。	提出される財務諸表等から判断します。基準は公表しません。
24		コンベンション募集要項	33	第5	4	(3)ウ	設計企業	設計企業をJVとすることはできますか。	JVによる参加は想定していません。
25		コンベンション募集要項	33	第5	4	(3)	構成企業及び協力企業の参加資格要件	項目エ及びオの但し書きは、岡崎市総合評定値若しくは経営事項審査総合評定値のいずれかを満たせばよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26		コンベンション募集要項	34	第5	4	(5)	乙川河川緑地	レクリエーション関連事業、アウトドア関連事業、アクティビティ関連事業の具体的内容をお示ください。	社会通念上の概念でご理解下さい。
27		コンベンション募集要項	34	第5	4	(5)	乙川河川緑地管理運営事業者の参加資格要件	乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会(以下、「協議会」)及び同協議会の参画企業と組めた民間事業者が非常に有利になってしまうと考えます。そこで、民間事業者間の公平性を保つため、協議会及び参画企業の参画を制限していただきたい。	協議会への参画企業の制限は行いません。
28		コンベンション募集要項	34	第5	4	(3)ケ	運営企業の要件	「指定管理者としての…実績」および「民間施設…の運営実績」には、共同企業体としての実績も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体の中で最大出資比率の案件であれば認めます。
29		コンベンション募集要項	39	第6	4	(1)	提案価格の算定方法	サービス購入料A-2の算定に用いる基準金利についても、マイナスの場合にはと読み替えるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、事業契約時に使用する基準金利についても支払方法説明書P.16 7-1-1金利変動による改定において「※金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は0%とする。」としています。
30		コンベンション募集要項	40	第7	2		SPCの設立等	事業契約期間中に、構成員の出資比率を変更するケースを検討することもあるかと考えております。ご提示いただいた要件を満たす範囲で、貴市の事前の書面による承諾がいただける場合には、事業契約期間中に、構成員による出資比率を変更することは、可能であると考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。
31		コンベンション募集要項	40	第7	3		優先交渉権者との事業契約等の締結	コンベンション事業、ホテル事業は契約、乙川河川緑地事業は基本協定の締結となり、それぞれ議会の決議を経た後にあります。同時期に決議を得られない場合もあるのでしょうか。	コンベンション募集要項P.49を参照して下さい。令和2年6月定例会で議決を得る予定としています。
32		コンベンション募集要項	44	第10	2	(1)	コンベンション事業	事業継続が困難となった場合に生じる違約金の算定根拠について、事業契約案の提示前に速やかにご教示いただきたい。	市が過去にPFI事業で実施した下記の事業の事業契約書(案)と同様の設定を想定しているため、下記を参考として参照して下さい。 ただし、事業契約書(案)等の公表時に示されるものが「正」となります。 岡崎市こども発達センター等整備運営事業事業契約書(案) <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/330/p017876_d/fil/06.pdf">https://www.city.okazaki.lg.jp/330/p017876_d/fil/06.pdf</a>  (仮称)龍北総合運動場整備事業事業契約書(案) <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/281500/p021341_d/fil/keiyaku0821.pdf">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/281500/p021341_d/fil/keiyaku0821.pdf</a>
33		コンベンション募集要項	45	第10	2	(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	ホテル等民間収益施設事業者の責めに帰すべき事由により、ホテル等民間収益事業における貴市との定期借地権設定契約が解除された場合においても、コンベンション事業における事業契約の解除要因とはならないものとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の責めに帰すべき事由によりホテル事業の継続が困難になった場合において、コンベンション事業に係る事業契約に影響が出ない方向で検討しておりますが、今後公表する事業契約書(案)でご確認下さい。
34		コンベンション募集要項	45	第10	2	(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	民間事業者の責めに帰すべき事由によりホテル事業の継続が困難になった場合であっても、事業契約に対して一切影響は及ばないと考えて良いでしょうか。	No.33を参照して下さい。
35		コンベンション募集要項	46	第10	2	(3)	事業の継続が困難となった場合の措置	乙川河川緑地管理運営事業者の責めに帰すべき事由により、乙川河川緑地管理運営事業において貴市から指定管理者の指定取り消しが行われた場合においても、コンベンション事業における事業契約の解除要因とはならないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.3契約締結リスクおよびNo.7予算確保リスクについて、議決を得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合のリスクについては、貴市の負担としていただけないでしょうか。	原文のままとします。
37		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.23不可抗力リスクについて、「～通常の予見可能な範囲を超える場合」ではなく、「～通常の予見可能な範囲内の場合」に修正いただけないでしょうか。	原文のままとします。
38		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.29発注者責任リスクとは、具体的にどのような場合を想定しているかご教示いただけないでしょうか。	事業者が発注する業務に係る契約の締結手続き、内容(変更含む)に起因して発生した事業の遅延、業務不履行等を想定していますが、これに限りません。
39		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.40の工事遅延・未完リスクについて、設計変更を伴わない市の要求(第三者や市の発注する関連工事等)の調整等により工事が遅延する場合等)により工事が遅延等する場合のリスクは、貴市の負担としていただけないでしょうか。	設計変更を伴わない市の要求がある場合も、市と事業者との協議がある事が前提と想定しますので、その協議において遅延や完工しない可能性も協議し、その上で判断します。
40		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	以下のリスク負担については、貴市の事由により生じる場合も想定し得ると思料いたしますので、その場合は貴市のリスク負担としていただけないでしょうか。 (No.45,46,47,48,49,52,58,63,68,76,77,78,79))	原文のままとします。
41		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.54,55に関して、今後貴市より公表される事業契約書等における瑕疵担保に関する条項は、公共工事標準請負契約約款に準ずるものと想定して良いでしょうか。	No.32を参照して下さい。

NO	区分	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
42		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.61に関して、利用者等第三者による施設の損傷で、「要求水準に示す範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲」を具体的にご教示ください。	範囲を明確にするため、「1件あたり100万円以下(消費税及び地方消費税を含む。)の補修・修繕については、事業者の負担により実施することとする。」旨を付してリスク分担表を修正します。
43		コンベンション募集要項	50				リスク分担表	No.77.78に関して、「市が提供する既存の備品の修繕・更新」が選定グループのリスク分担になっていますが、必要なコスト算定のため、当該備品の仕様および数量を御教示願います。	コンベンション業務要求水準書の別添資料7に備品リストを参考として提示しているのを参照して下さい。 なお、市が提供する既存の備品については現在のところ想定していませんが、発生した場合には事業開始後、協議により調整します。
44		コンベンション募集要項	54			79	システム陳腐化リスク	コンベンション施設部分については、システム陳腐化リスクは貴市負担としていただけますようお願いいたします。	原文のままとします。
45		コンベンション業務要求水準書	4	第1	2	—	遵守すべき法制度等	遵守すべき法制度等における各種基準、指針等について、適宜参考との記載がありますが、原則は事業者が要求水準を満たすことを前提に品質、性能を発揮することを優先し、前述の基準、指針はあくまで参考資料との位置づけと理解して宜しいでしょうか。	遵守いただくことが原則となります。提案の内容や補助金等の活用が可能となった場合を想定して網羅的に記載しています。そのため、事業開始後、協議により調整します。
46		コンベンション業務要求水準書	4	第1	2	—	遵守すべき法制度等	同上、建築工事と土木工事では、基準、指針等が大きく異なることから、工事、整備項目毎に優先すべき基準、指針をお示し頂きたい。(土木指針等で整備すべき項目を具体的に指示を頂きたい。)	No.45を参照して下さい。
47		コンベンション業務要求水準書	4~8	第1	2	2-4	各種基準等	公共道路及び公共下水道、公共上水道の基準及び指針などが含まれていますが、敷地内は該当しないとしてよろしいでしょうか。	No.45を参照して下さい。
48		コンベンション業務要求水準書	10	第1	3	—	要求水準の変更	提案書から基本設計へ、又は、実施設計への進捗の過程で、要求水準及び提案内容に齟齬を生じない範囲内及び市への報告する前提において、修正、変更とは可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
49		コンベンション業務要求水準書	20	第3	2		周辺インフラ整備状況	インフラ事業者と提案前に個別に確認を行ってよろしいでしょうか。	ご提案者の責任において実施いただいで構いません。
50		コンベンション業務要求水準書	21	第3	3	イ	地盤状況	参考のボーリングではN値の小さい地層のデータで終わっています。想定される建物規模と支持力が不足しています。支持層とできるような地層までのボーリングデータを提供ください。	別添資料で提供するもの以外は、提供できるものではありません。
51		コンベンション業務要求水準書	26	第4	2	2-1-3	建物へのアクセス	バスの動線及び停留所、駐車場を考慮する必要がありますか。	事業者の提案に委ねます。
52		コンベンション業務要求水準書	26	第4	2	2-1-3	動線計画	車両誘導は、人工地盤(デッキ)東側付近に整備予定の施設出入口とありますが、施設出入口については、最適な位置を提案させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事業用地①への車輛の出入りは、殿橋南交差点が主動線となる必要があります。 具体的には、令和元年11月1日～11月15日実施する「事業用地外周等の市道整備・施設配置(コンベンション施設、ホテル等民間収益施設素案)に係る事前確認」又は競争的対話においてご確認下さい。
53		コンベンション業務要求水準書	27	第4	2	2-1-6	内装・仕上げ計画	窓ガラスは割れた時の飛散防止などの配慮とあるが、その対象範囲は、室内外の全ての窓ガラスを対象しているのでしょうか。それとも、衝突等、利用者、使用者がガラスを破損させるリスクのある範囲としているのでしょうか。	室内外の全ての窓ガラスを対象と言うことではなく、施設利用者の安全性考慮し、事業者の提案に基づき適切な部分について対応してください。ただし、事業開始後、設計協議において調整することもあります。
54		コンベンション業務要求水準書	29	第4(第1)	2	2-3(2-4)	土木計画・土木構造物に係る要求水準(各種基準等)	本施設整備は建築基準法に準拠した建築物のため、土木計画・土木構造物に該当するものはないと考えておりますが、該当するものがあれば具体的に御指示ください。	事業者の提案によっては、人工地盤整備、事業用地外周等の整備に関連して敷地内の造成等に関連する可能性があることを想定して記載しています。
55		コンベンション業務要求水準書	39	第4	2	2-6-1	厨房 パントリー	備品リストの設備は本工事でよろしいでしょうか。それとも運営企業の持込みですか。	本工事で整備いただくための参考として提示しています。設備の内容については、300人以上のバンケット利用を想定した設備内容としてください。
56		コンベンション業務要求水準書	39	第4	2	2-6-1	厨房 パントリー	備品リストの設備が本工事の場合、選定後に運営企業を利便性を考慮して変更することはできませんか。	協議により可能です。
57		コンベンション業務要求水準書	41	第2	2	2-6-5	共用部分	コンベンション施設は、敷地内禁煙又施設は屋内禁煙施設のどちらに該当しますでしょうか。屋内禁煙となる場合には、喫煙所の設置に関する基準があればご教示いただけないでしょうか。	コンベンションは、改正健康増進法の第二種施設に該当するため、原則屋内禁煙となります。 施設(敷地を含む)の管理者には、健康増進法第26条に基づき、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮する必要があります。屋外喫煙所の設置については、設置基準はありませんが、一般の利用者がたばこの煙を吸うことがないよう設置場所を検討いただき、たばこを吸わない人が立ち入ることがないよう外部から喫煙所と分かるよう掲示を行うなどの配慮をお願いします。
58		コンベンション業務要求水準書	43	第2	2	2-7-1	人工地盤	人工地盤建設予定地の高低差及び地盤状況が分かる資料(柱状図)を開示していただけないでしょうか。	高低差については、業務要求水準書に示す提供資料でご確認下さい。地盤状況については、別添資料で提供するもの以外は、提供できるものではありません。
59		コンベンション業務要求水準書	48	第5	5	5-1	アスベスト	アスベスト除去については、現段階ではその範囲や費用の把握が不可能です。正確な種類、数量が判明後、別途追加的に貴市の負担としていただけますようお願いいたします。	調査済みの資料については早急に資料を公表します。
60		コンベンション業務要求水準書	48	第5	5	5-1	解体撤去の対象	解体撤去対象として地下埋設物、設備配管類とありますが、機能上残置が必要なものはないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
61		コンベンション業務要求水準書	52	第5	7		工事監理(管理)業務に関する要求水準	「E PFI事業者は、工事期間中に本市が個別に発注する工事があった場合は、これに係る調整を行うものとする。」とありますが、公共工事標準請負契約約款第2条に準じて、貴市の発注に係る第三者の施工する他の工事との調整については、貴市にて行っていただけないでしょうか。	原則、市において調整を行います。工事業者同士の調整も必要となる可能性も考慮し、記載しています。
62		コンベンション業務要求水準書	74	第9	2	2-3工	条例の改正	「条例の改正により、利用料金の上限額が変更された場合には、改正された条例に従う」とありますが、リスク分担表(募集要項添付資料)では、制度関連リスク(本プロジェクトに直接影響を及ぼすもの)は貴市のリスク分担となっています。当該条例の改正が事業者の収益性を低下させるなど直接的な影響を及ぼす場合には、貴市と事業者との間でリスク負担について協議を行えるとの理解でよろしいでしょうか。	市が利用料金の上限を変更する場合は(下がる場合も上げる場合も)事業者とリスク負担について協議の上、市が決定します。なお、当初の段階で、条例に定める利用料金の上限は、選定事業者の提案に基づき設定します。

NO	区分	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
63		コンベンション業務要求水準書	77	第9	5	5-1-2ウ	予約システム	「本市が提供する予約システム」とありますが、必要なハードも貴市から提供されるとの理解でよろしいでしょうか。 仮にPFI事業者のが手配するものであれば、必要なスペックを明示いただくと共に、イニシャル・ランニングに係る業務分担と支払について、業務要求水準書および支払方法説明書等に明記して戴けますでしょうか。	予約システムは、「あいち共同型施設予約システム」 https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1553/208000/p018013.html のことを指します。Windows8以降のOSが稼働可能なパソコンがあれば対応できますので、事業者にてご提案価格内でイニシャル・ランニングをご用意下さい。
64		コンベンション業務要求水準書	80	第9	5	5-1-10	駐車場確保業務	150台の確保は年間何日間を想定していますか	催事・バケットホールを利用される日の全てです。
65		コンベンション業務要求水準書	82	第9	5	5-7ウ、エ	周辺施設	「周辺施設」の定義(周辺施設に該当する具体名)を御教示願います。	コンベンション施設整備事業等の募集要項P.4に記載のとおり、隣接するPark-PFI事業への参画または連携に加え、QURUWAエリア内外の公共施設や民間事業者との連携を期待しています。
66		コンベンション業務要求水準書	83	第10	1	1-3	業務実施の基本方針	オ) セルフモニタリングシステムの構築は要求水準が存在する「コンベンション事業」及び「乙川河川緑地事業」のみに要求されるという理解でよろしいでしょうか。	ホテル等民間収益事業もモニタリング対象に含まれます。モニタリング減額方法説明書を参照して下さい。
67		コンベンション業務要求水準書	86	第12	1	1-3	ホテル事業	ホテルは、敷地内禁煙施設又は屋内禁煙施設のどちらに該当しますでしょうか。	改正健康増進法に対応する施設としてください。
68		コンベンション業務要求水準書		別添資料8	2	表-1	会議室料金	160,000円は、600㎡に対する料金の理解でよろしいか。	600㎡に対するの上限額ですが、金額が60,000円の誤りですので、別添資料8を修正します。
69		事業者選定基準	17	第5	2	(3)(コ)	駐車場の確保	評価の視点に「駐車場運営計画」「駐車料金の設定」「運営時間の設定」とありますが、これらは募集要項(P.17第3付帯事業(ホテル事業))に関する事項等に則れば、コンベンション事業ではなくホテル事業として評価されるべきと思料致しますが如何でしょうか。	コンベンション用駐車場のことであり、コンベンションの運営業務において「駐車場の確保業務」を位置付けています。よって、駐車場の確保は、コンベンション運営企業が担当する、しないにかかわらず運営計画に関わる項目なので、コンベンション事業で評価します。
70		支払方法説明書	9	第2	3-5		サービス購入料A-2にかかる消費税相当額	2018年度の税制改正によって、長期割賦販売等にかかるサービス対価相当額については、割賦料が支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦料部分を含めた全額が施設引き渡し年度の売上として認識され、事業者には当該売上に対する受取消費税が課税されることとなっています。よって、サービス購入料A-2にかかる消費税相当額については、サービス購入量A-2の支払の都度ではなく、サービス購入料A-1が支払われるタイミングに合わせて、一括でお支払いいただけませんかでしょうか。	ご指摘の通り修正します。
71		支払方法説明書	9	第2	3	3-4-1	サービス購入料D	駐車場確保業務の費用の支払先は、ホテル等民間収益施設事業者が必須ですか	必須ではありません。事業者が考える事業スキームに基づきます。
72		支払方法説明書	10	第2	4	4-2	プロフィットシェア	市の想定するコンベンション施設の利用料金収入は非常に高く想定されており、実現可能性に疑問があります。市の想定した料金・稼働率等を開示していただけないでしょうか。	基準価格に係ることなので開示しませんが、市内類似施設の稼働率を参考に稼働状況を設定しているため、その資料を提示します。
73		支払方法説明書	12	第2	4	4-3	目的外使用料	施設建設前のため、使用料を計算することができません。使用料は事業収支を計算する上で必須のため、目安を教えてください。 例えば建設費〇〇億の場合は、評価額は▲▲億、それに伴う使用料は●●円のような具体例を示していただけないでしょうか。	使用料の計算方法については、目的外使用料算定式のとおりです。 なお、建物の適正な評価額とは、固定資産評価基準による評価を0.6で除した額、建物敷地の適正な評価額とは、固定資産評価基準による評価を0.7で除した額となります。
74		支払方法説明書	12	第2	4	4-3	目的外使用料	目的外使用料算定式と行政財産貸付料算定式では大きな違いがありますが、この違いの理由は何でしょうか。	行政財産貸付料算定式は公有財産貸付料算定式の誤りであり、算定式は目的外使用料算定式と同様ですので、修正します。
75		支払方法説明書	14	第1	5	5-2	サービス購入費B	SPCから地元企業への委託を積極的に検討しております。しかし、委託先の資本金によっては、下請法遵守のため、SPCはサービス購入料の受領を待たずして委託料を先払いする必要があります。この場合、モニタリングによる減額リスクが委託先へパズルされず、金融機関との資金調達協議のハードルが高くなることが想定されます。つきましては、事業契約締結の際には、下請法遵守のために、サービス購入料の支払い方法について柔軟な協議及び対応に応じて頂けまようお願いいたします。	減額ポイントの支払額への反映の時期の問題と理解します。事業契約締結時の協議において、調整を図ります。
76		支払方法説明書	16	第2	7	7-1-2	物価変動による改定	対価改定協議は、「既存施設解体工事及び事業用地外周等の市道整備工事の完了予定日の60日前」及び「コンベンション施設建設工事の完了予定日の60日前」の2回実施可能と考えて良いでしょうか。 また、2回目の対価改定の算定式をご教示ください。	協議時期については、「既存施設解体工事及び事業用地外周等の市道整備工事の完了予定日の60日前とする」を削除し「コンベンション施設建設工事の完了予定日の60日前とする。」のみとします。
77		支払方法説明書	17	第2	7	7-1-2	対価改定協議の時期	異なる時期が2つ記載されておりますが、どちらかの時期を選択するとの解釈でよろしいでしょうか。	No.76を参照して下さい。
78		支払方法説明書	19	第2	7	7-2-1ア	サービス購入料C-2	「サービス購入料(C-2)は、物価変動による改定を行わない」とありますが、改定の対象とならない理由を具体的に御教示願います。 業務実施期間が重なる、設計・建設業務に係る対価が改定の対象となっていることに鑑み、当該対価と異なる規定となる理由をお示し願います。	設計・建設業務に係る対価(サービス購入料はA)は、金額も大きく資材の調達等による変動が想定されますが、サービス購入料(C-2)は、大きな調達等が無く、期間も短いため、対価改定の対象としていません。
79		乙川河川緑地募集要項	13	第8	1	(1)	再委託の禁止	(1)の規定は、業務水準書第1章1-2(5)に記載の通り、事前に承諾を受けた場合を除くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80		乙川河川緑地募集要項	16	第9	3		リスク分担	不可抗力に係るリスク分担は、市と民間事業者とで協議する旨記載されています。民間事業者がどれだけリスクを見込めば良いか不明であり、民間事業者はリスクを高めに見込まざるを得ず、結果としてコストも高止まりしてしまいます。つきましては、貴市のリスク負担としていただけないでしょうか。	コンベンション施設整備事業等の募集要項に示されているリスク分担表No.23と同様に指定管理者が負担する不可抗力に係るリスクは、「風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超える場合(保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内)」とします。
81		乙川河川緑地業務水準書	2	第1	1-2	(3)	業務遂行体制	業務コストの最適化のため、各責任者については、コンベンション施設の維持管理責任者と兼務で提案することも可能という理解でよろしいでしょうか。	兼務でご提案いただいても構いません。
82		参加資格審査様式集	3	様式1			参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表	駐車場の維持管理・運営企業を記載する必要はありますか	参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表に記載して下さい。

NO	区分	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
83		参加資格審査様式集	8	様式3			登記事項証明書	添付書類の「登記事項証明書」は履歴事項証明書・現在事項証明書のどちらでしょうか。また、原本での提出が必要でしょうか。	履歴事項証明書を提出して下さい。正本は原本で提出していただき、副本は写しで構いません。なお、写しについては原本証明の上、提出して下さい。
84		参加資格審査様式集	8	様式3			納税証明書	添付書類の「納税証明書」は「その3の3」(法人税と消費税及地方消費税)を提出すればよいでしょうか。また、原本での提出が必要でしょうか。	その3又はその3の3でも構いません。また、正本は原本で提出していただき、副本は写しで構いません。なお、写しについては原本証明の上、提出して下さい。
85		参加資格審査様式集	8	様式3			納税証明書	県税及び市税は参加事業者が支店の場合には、支店所在地の県税及び市税の納税証明書でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
86		参加資格審査様式集	8	様式3			建築企業	添付書類の建築企業①「配置を予定する主任技術者の国家資格の写し」は建築JVを組む場合、提出は代表して1社のみでよいのでしょうか。全社提出が必要でしょうか。	全社の配置を予定する主任技術者の国家資格の写しを提出して下さい。
87		参加資格審査様式集	12	様式4-3			参加要件確認書	様式4-3の運営企業に関して、事業開始までに資格(旅館業法に基づく営業許可)を取得しようとしている場合、どのように記載すればよろしいでしょうか。	ホテル事業については、コンベンション募集要項P.34(4)に記載のとおり、事業実施までに旅館業法に基づく営業許可を取得する必要がありますので、取得の見込時期を記載して下さい。
88		提案審査様式集	3	第2	3		要求水準セルフチェックシート	要求水準セルフチェックシートは提出が正1部なので、副本は無いのではないのでしょうか。	ありません。正21部のみです。
89		提案審査様式集	9	第3	3-6		計画図面等	図面1から図面5までで、枚数制限が10枚という理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。分かりやすく修正したものを公表します。
90		その他						現在社会実験中の殿橋テラスは今後どのように展開されるのか。	現在は単管足場にて広場空間を仮設的に作っていますが、令和2年秋から令和3年3月末までに市が広場整備を実施する予定であり、河川管理者である愛知県と調整中です。出店における公募及び管理条件の詳細については現在検討中です。
91		その他						乙川河川緑地の指定管理者にて、かわまちづくりをどのようにすすめていけばよいですか。(おとがワ！活用実行委員会とのかかわり方)	令和2年度の1年間を既存の実行委員会からの移行期間として活動していただきます。
92		その他						乙川河川緑地の指定管理者による川の活用はいつから可能ですか。	実行委員会を立ち上げ、協議会と使用契約を締結した後、活用していただくことが可能となります。